

# パブリックコメント実施結果報告書

平成25年3月5日

担当課	議会議務局議事・法務政策課
担当者	山根
連絡先	0857-26-7882

意見公募のテーマ：「鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例（案）」への意見募集

## ①手段別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
1（1）	（ ）	3（3）	2（1）	（ ）	6（5）

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

## ②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した （一部のみ反映したものを含む）	0	
既に盛り込み済み	1	・第2条の高い倫理的な義務、第3条の品位を著しく損なう行為は、人によって解釈が違うので、具体例をあげてよく議論する必要がある。
今後の検討課題	0	
対応しないこととしたもの	5	・政治倫理条例は不用である。 ・前文10行目「一人一人」は「一人ひとり」がよい。 ・議員は県民の代表であるにもかかわらず、特定の地域や団体の意見を議場等で主張することが多々あるので、禁止すべき。 ・いろいろな団体の役員が議員になれなくなるとは困る。いろいろな人を代表するのも議員の仕事である。 ・県民が審査請求できるようにすべき。
その他 （例：施策の体系外の意見等）	0	
計	6	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

## ③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・  
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○			○		

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。  
参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>